

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例について

改正条文は、保険料率の第4条です。

資料の「対象年度、保険料及び所得段階」の左側が改正後、右側が改正前です。

■ 対象年度

令和3年度から令和5年度で、二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に合わせています。

■ 保険料及び所得段階

まず、右表が現行の保険料及び所得段階です。基準段階は第5段階の保険料年額5万3,400円で月額は4,450円となっています。保険料はこの基準額に所得状況に応じた10段階の負担割合を掛けて決定しています。また、公費負担による低所得者軽減により第1段階から第3段階までの実際の保険料はカッコ内の金額が適用されています。基準額（月額）の4,450円は県内最低額で最高額は6,200円となっています。

次に、高齢化の進展により認定者数及びサービス利用者数は更に増加し、今後3年間の計画期間における給付費が7期に比べ約10億8,000万円増加見込みとなっています。保険料の試算では、現行のままとした場合は基準額（月額）5,270円で820円（年額9,840円）増となります。

このような状況下においては、まず保険料の負担増を抑えるために現在の基金残高約3億円のうち2億円を3年間で取り崩します。1億円は、保険給付費が急増した時のために備えさせていただきます。また、二宮町が採用している所得段階は10段階で合計所得金額の上限は400万円以上ですが、県内では10段階から17段階で高所得者が細分化されているため、左表の第11段階から13段階までを新設し1,000万円以上に拡大改正させていただきます。

これにより、基準段階（第5段階）の保険料月額は4,700円とし250円の負担増をお願いすることとしました。

なお、今回の改正を行った場合においても現段階の県からの情報では一番低い保険料月額となる見込みです。

また、平成30年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正により、第7段階から第9段階の対象所得金額を変更します。

二宮町介護保険条例の改正について

「二宮町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に合わせ、所得段階数及び保険料を変更するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部が改正されたことに伴い、介護保険条例の改正を行うものです。

■改正条文

（保険料率）第4条

■対象年度

（改正後）令和3年度～令和5年度

■保険料及び所得段階

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者			
	・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.50 (0.3)	<u>28,200円</u> (<u>16,920円</u>)	2,350円 (1,410円)
第2段階	住民税 非課税 世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75 (0.5)	<u>42,300円</u> (<u>28,200円</u>)	3,525円 (2,350円)
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.75 (0.7)	<u>42,300円</u> (<u>39,480円</u>)	3,525円 (3,290円)
第4段階	住民税 課税 世帯で 本人 非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	<u>50,760円</u>	4,230円
第5段階 (基準段階)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00	<u>56,400円</u>	4,700円
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	<u>67,680円</u>	5,640円
第7段階	合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	<u>73,320円</u>	6,110円
第8段階	合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	<u>84,600円</u>	7,050円
第9段階	合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	<u>95,880円</u>	7,990円
第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.90	<u>107,160円</u>	8,930円
第11段階	合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額 ×2.00	<u>112,800円</u>	9,400円
第12段階	合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.10	<u>118,440円</u>	9,870円
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.20	<u>124,080円</u>	10,340円

第11段階から第13段階を新設

第4条第2項から第4項において、第1段階から第3段階までの低所得軽減に伴う保険料額を規定する。

平成30年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正により、第7段階から第9段階までの対象所得金額を変更する。

所得段階拡大に伴い、第10段階の対象所得金額を変更し、第11段階から第13段階までを新設する。

第6段階の対象所得金額についての変更はないが、所得段階を拡大することにより、介護保険施行令第39条第1項第9号を更に区分することとなったため、介護保険条例参考例にのっとり、改正した。

■対象年度

（改正前）平成30年度～令和2年度

■保険料及び所得段階

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者			
	・高齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.50 (0.3)	<u>26,700円</u> (<u>16,020円</u>)	2,225円 (1,335円)
第2段階	住民税 非課税 世帯 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75 (0.5)	<u>40,050円</u> (<u>26,700円</u>)	3,337円 (2,225円)
第3段階	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.75 (0.7)	<u>40,050円</u> (<u>37,380円</u>)	3,337円 (3,115円)
第4段階	住民税 課税 世帯で 本人 非課税 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	<u>48,060円</u>	4,005円
第5段階 (基準段階)	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	基準額 ×1.00	<u>53,400円</u>	4,450円
第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	<u>64,080円</u>	5,340円
第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.30	<u>69,420円</u>	5,785円
第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.50	<u>80,100円</u>	6,675円
第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	<u>90,780円</u>	7,565円
第10段階	合計所得金額が400万円以上の人	基準額 ×1.90	<u>101,460円</u>	8,455円

※（ ）内の金額は公費投入による負担軽減後の保険料率及び保険料額